

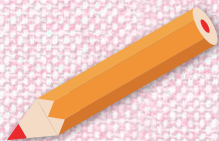
5. 中古車トラブルに注意しよう！

事例 ①「安い」と思って中古車を購入したが、数日でエンジンの調子が悪くなった。保証付の中古車だったので、不具合があると販売店に伝えたが「保証の対象ではないので修理代が掛かる」と言われた。



②「修復歴なし」として雑誌に掲載されていた中古車を購入した。しばらくして、車の調子が悪いと感じたので、購入した販売店とは違う整備業者に車を点検してもらったところ、事故車（修復歴車）であることがわかった。

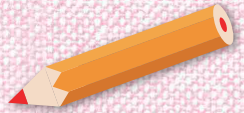
こんなとき、どうする？



- ① 自動車の購入に関しては、クーリング・オフ制度が適用されません。契約書を確認の上、不具合部分が保証の対象かどうか等、販売店に説明を求めましょう。
- ② 契約成立後に修復歴があるとわかった場合、表示と違っていると主張して契約解除を求めることができます。販売店が話し合いに応じないなどの場合は、最寄りの消費生活センターや日本中古自動車販売協会連合会に相談しましょう。



トラブルにあわないために



- インターネットや雑誌等に掲載されている情報だけで購入を決めるのではなく、実際に店舗に行って車の状態を確認し、試乗して動作の確認をしましょう。
- 保証の有無や内容は、契約前に書面で確認しましょう。
- オーディオなど車の動作に関わらない部分は保証の対象ではないことが多いため、契約前に動作の確認をしておくといでしょう。
- 事故車（修復歴車）は、車体の骨格にあたる部分を修正、交換により復元された車のことで、「修復歴車」と表示することとなっています。一般的にはプライスボード（年式、販売価格、保証等の情報が表示されているボード）に書かれているため、しっかり確認しましょう。



- 中古車は、車両の状態が一台ごとに異なっており、一般の消費者が品質や性能を見極めることが難しく、購入後にトラブルに結びつきやすいものです。
- 保証が付いていない、いわゆる「現状渡し販売」の場合は、その車両の状態を記した書面を交付してもらい、疑問点は納得できるまで販売担当者に尋ねるといでしょう。

<さらに調べてみよう！（参考）>



● 中古車相談室
←（一般社団法人
日本中古自動車販売協会連合会）

● クルマに関する情報 ⇒
（一般社団法人自動車
公正取引協議会）

